

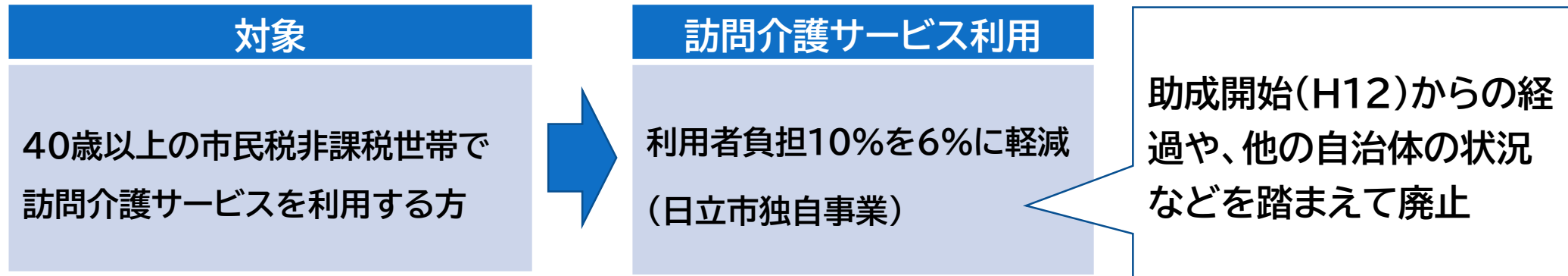
# 訪問介護等利用者負担額助成事業の見直しについて

---

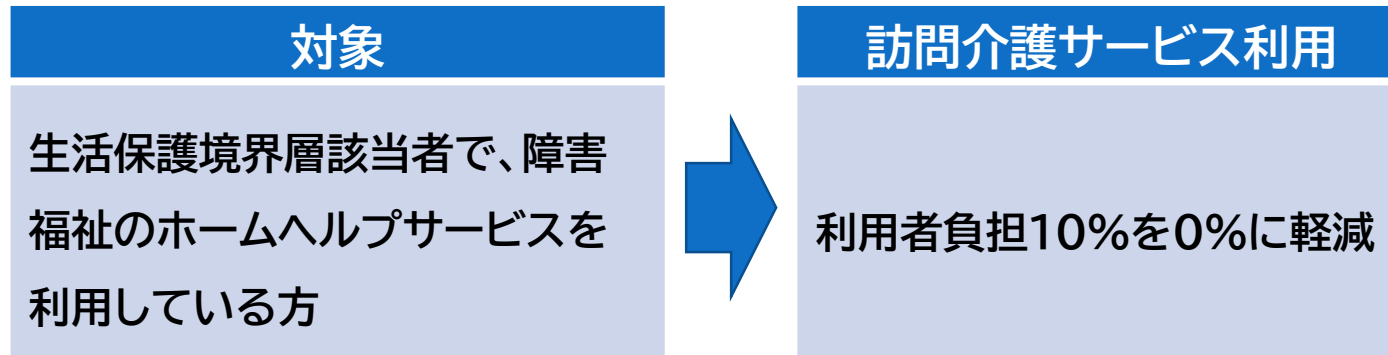
---

# 訪問介護等利用者負担額助成事業について

## ① 低所得者への助成



## ② 障害者への助成



※生活保護境界層該当者:年金などの収入があるため、生活保護申請が却下となった方

# 訪問介護等利用者負担額助成事業(低所得者助成)の廃止について

## 事業開始からの経過

平成12年 介護保険法施行

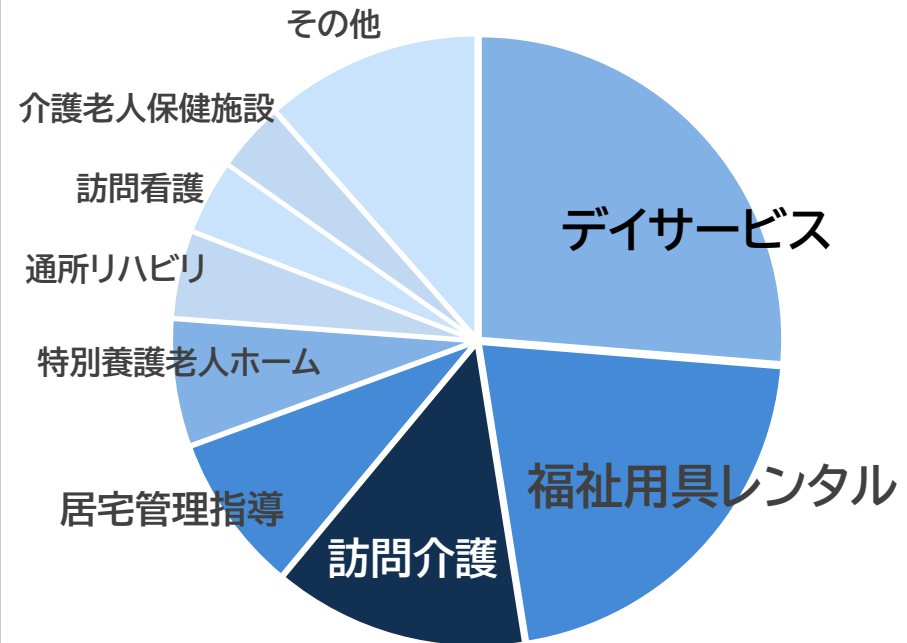
- ・訪問介護サービス利用負担1割



低所得者支援

- ・国の特別対策事業 ⇒ **終了**
- ・各自治体の独自事業  
⇒ **他自治体は終了(県内では  
日立・常陸太田市のみ)**

## 介護サービス利用の変化



※本市において過去5年間に利用された  
介護サービスの割合

## 訪問介護等利用者負担額助成事業(低所得者助成)の廃止について

- \* 介護保険施行に伴い始まった、訪問介護サービス利用への低所得者支援は、法施行から25年が経過し、国や他の自治体において終了している。
- \* 介護サービスが多種多様化する中で、訪問介護サービス利用者のみを対象とした助成事業を続けることは、公平性に欠ける。
- \* 介護保険制度では、低所得者対策として、高額介護サービス費・高額医療合算サービス費・特定入所者介護サービス費などが拡充、平成27年度からは保険料軽減が図られている。



**令和7年7月31日(現行の認定期間満了日)をもって廃止**

※ 障害者(生活保護境界層該当者)への助成は引き続き継続

- ※ 令和7年3月26日以降も、新規申請は可能です。(認定期間満了日は令和7年7月31日)
- ※ 利用者の方へは、助成事業の廃止について通知を発送します。